

中山間地域等直接支払交付金

I . 制度の概要

1. 中山間地域等直接支払制度の導入の背景

- 中山間地域においては、高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行し、農業生産や集落機能を維持する上で厳しい状況。
- 食料・農業・農村基本法では、中山間地域等においては、農業生産活動が継続されるよう生産条件の不利を補正するための支援を行う旨を規定。これを受けて、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

○ 高齢化率及び人口の推移（全国と中山間地域の比較）

<高齢化率の推移>

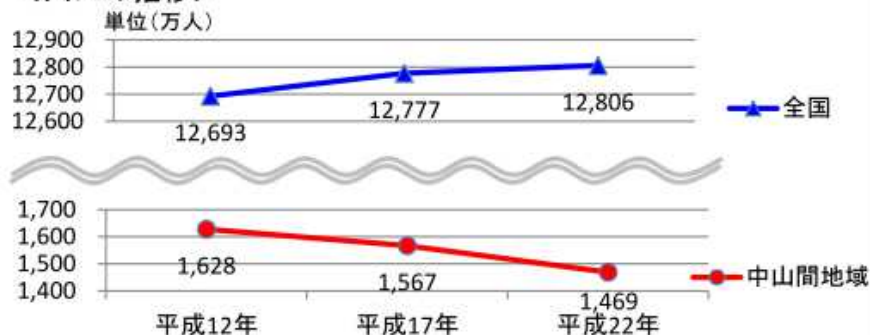


資料：総務省「国勢調査」

注1：高齢化率は、65歳以上の割合。

注2：平成17年及び平成22年の中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省大臣官房政策課が集計。

<人口の推移>



資料：総務省「国勢調査」

○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（中山間地域等の振興）

第35条

- 1 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

○食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）

- 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
3. 農村の振興に関する施策
 - イ 中山間地域等直接支払制度（抜粋）
 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより、条件不利地における農業生産活動を維持し、これを通じた多面的機能の確保を図る。

2. 中山間地域等直接支払制度の概要 ①交付要件、交付単価等

- 集落等を単位とする取決め(協定)を締結し、これに従って5年間以上農業生産活動を継続する農業者等に対して、単位面積当たり一定額を交付する仕組み。単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。
- 平成27年度予算においては、複数集落間の連携を促進するための支援の拡充等を行い、290億円を計上。

交付要件

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①~⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動を継続する農業者等

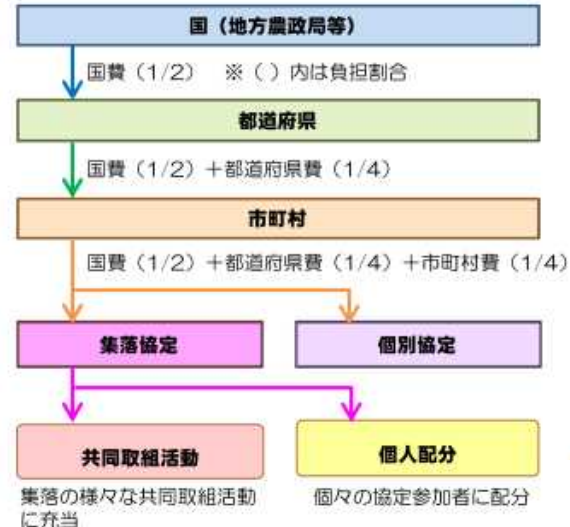
3. 交付金の使途

協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することが可能

交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15°~)	11,500
	緩傾斜(8°~)	3,500
草地	急傾斜(15°~)	10,500
	緩傾斜(8°~)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15°~)	1,000
	緩傾斜(8°~)	300

交付金交付の流れ



3. 中山間地域等直接支払制度の概要 ②協定に定める活動内容、加算措置

- 協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合には、交付単価の10割を交付。
- さらに、一定の取組を行う場合の加算措置を講じているところ。

①農業生産活動等を継続するための活動 基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等（必須）
例：耕作放棄の発生防止、
水路・農道等の管理（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動（選択的必須）
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、
体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな取組 体制整備単価（単価の10割を交付）

- 例：・ 農業生産性の向上に係る取組
（農作業の共同化、担い手への農地集積等）
- ・ 女性・若者等の新たな人材の参画を得た取組
（新規就農者の確保、農産物の加工・販売等）



【機械の共同利用】



【ゆずの加工】

加算措置

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを支援

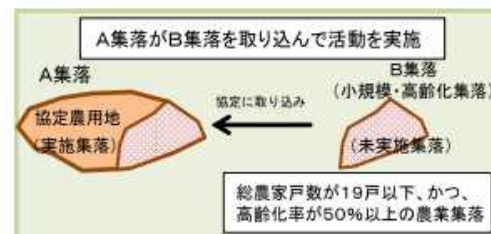
地目にかかわらず3,000円/10a



② 小規模・高齢化集落支援

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで行う農業生産活動を支援

田：4,500円/10a
畑：1,800円/10a



② 超急傾斜農地保安全管理加算

超急傾斜地(田：1/10以上、畑：20°以上)の農用地で行う保全や有効活用を支援

田・畑：6,000円/10a

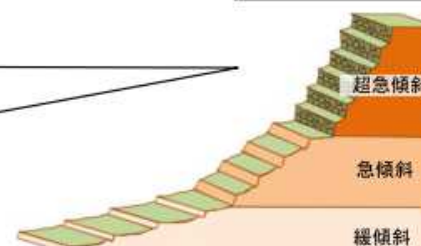
【対象活動の例】



石積み保活動



棚田オーナー制度



4. 中山間地域等直接支払制度の概要 ③第4期対策のポイント

○ これまでの制度の枠組みを維持しつつ、以下のような拡充・改善を図り、新たに第4期対策として実施。

協定に定める活動内容

- 体制整備単価の要件としての活動メニューを、
 - ① 「農業生産性の向上」に係るもの(A要件)
 - ② 「女性・若者等の参画を得た取組」に係るもの(B要件)の二つの柱に整理・再編。
- なお、「集団的かつ持続的な体制整備」(C要件)については、引き続き存置。

(注)

- ・ 交付金単価の10割を受給するためには、上記A～C要件のいずれかを選択。
- ・ C要件とは、協定参加者が活動の継続が困難となる場合に備えて、農用地をどのように耕作・管理するかをあらかじめ協定に位置づけておく仕組み。

中山間地域等直接支払制度にかかる第三者委員会資料
農林水産省農村振興局より引用

加算措置

- 複数集落の連携に係る加算の拡充。
- 超急傾斜地の農地に係る加算の新設。

その他の運用の改善

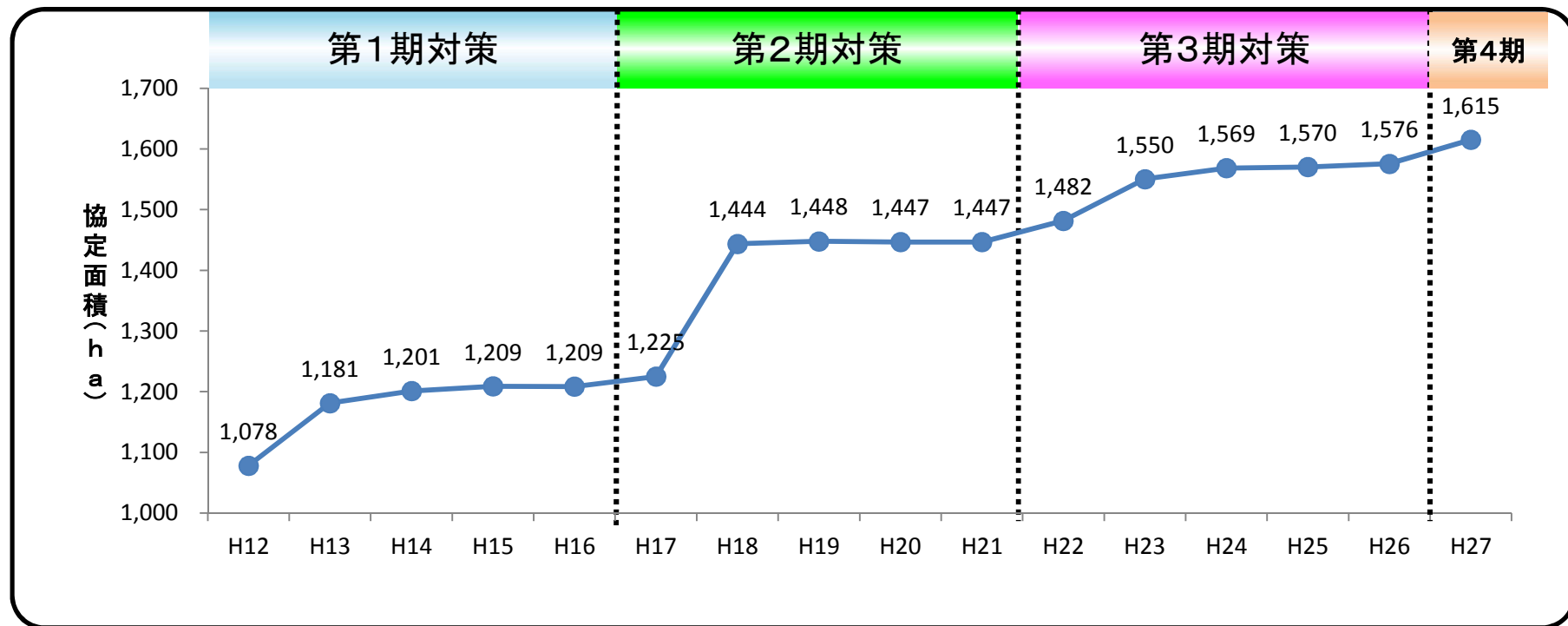
- 個人配分の一人当たり受給額上限を引き上げ。
(100万円→250万円)
- 協定期間中に活動を継続できなくなった場合の交付金返還ルールの見直し。

全額免除となるケースとして、

- ・ 「地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設への転用」を追加
- ・ 「家族の病気その他これらに類する事由」を明文化等

6. 滋賀県における中山間地域等直接支払交付金 協定面積の推移

- 中山間地域等直接支払制度が始まった平成12年度以降、協定締結面積は増加。
- 平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施。



Ⅱ．平成27年度の実施状況

実施状況の審査検討について

◆中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

第8 第三者機関の設置

- 1 (省略)
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、**交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。**

◆滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領（別紙1）第2条関係

審議会の担任する事務の細目

- 1 **中山間地域等直接支払交付金に関する事務**
 - (1) **交付金の実施状況の点検に関すること。**
 - (2)～(4) 省略

1. 対象面積、協定面積、集落協定参加農家数

- 平成27年度より第4期対策(H27-31)が始まり、新たに栗東市で取組みを開始された。
- 10市町の対象面積2,358.3haのうち、約68%にあたる1,615.1haで協定が締結された(H26は1,575.6haで協定が締結)。
- 協定数が4増えたため、協定面積は39.5ha増加した。一方、協定参加農家数は164人減少した。担い手への農地集積が進んだこと、協定参加者が高齢となり5年間の活動継続を断念されたことによるもの。

表1 平成27年度の対象面積と協定面積、集落協定参加農家数等

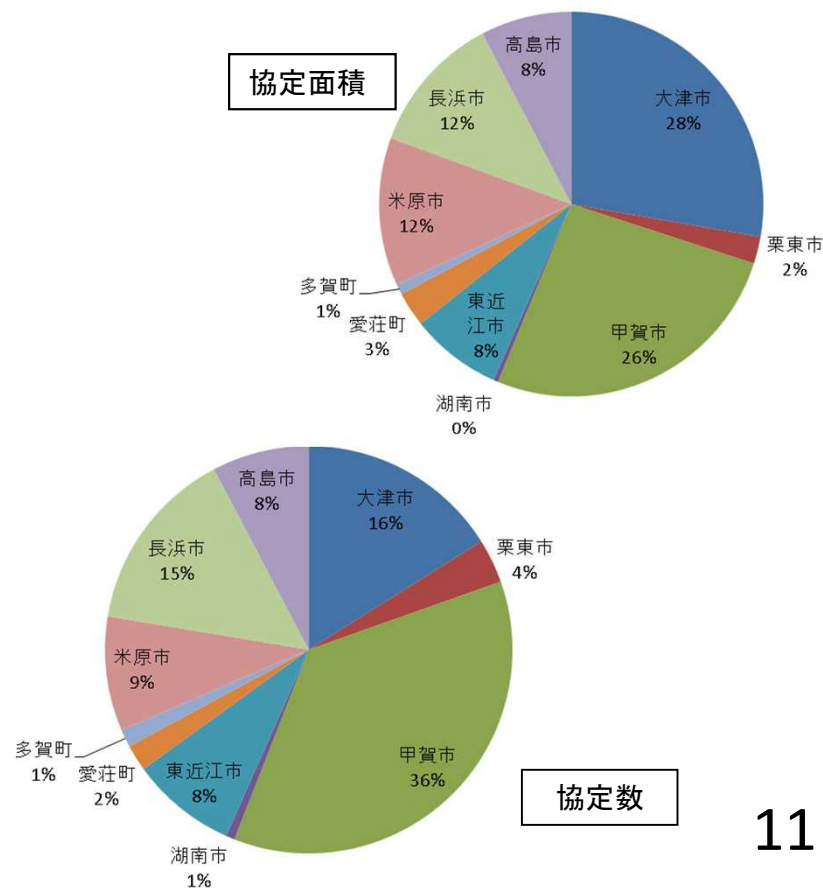
市町名	対象面積 (ha)	協定面積 (ha)	協定数 ¹⁾	基礎単価		集落協定参加農家数 ²⁾ (人)
				通常(10割)	基礎(8割)	
大津市	(590.4)	(469.0)	(24)	(17)	(7)	(1,154)
	599.7	447.8	23	17	6	1,127
栗東市	-	-	-	-	-	-
	51.0	36.6	5	5	0	83
甲賀市	(673.4)	(421.2)	(54)	(54)	0	(847)
	673.4	423.8	52	47	5	722
湖南市	(7.1)	(6.5)	(1) ([1])	(1) ([1])	(0)	-
	7.1	6.5	1 [1]	1 [1]	0	-
東近江市	(127.1)	(125.0)	(12)	(11)	(1)	(351)
	127.0	124.2	12	11	1	351
愛荘町	(47.6)	(47.5)	(3)	(1)	(2)	(86)
	47.4	47.3	3	0	3	67
多賀町	(19.6)	(14.0)	(2)	(2)	(0)	(35)
	30.6	14.0	2	2	0	29
米原市	(264.8)	(209.3)	(14)	(14)	(0)	(354)
	264.8	201.1	13	12	1	290
長浜市	(220.8)	(158.8)	(18)	(16)	(2)	(453)
	311.9	190.2	21	20	1	472
高島市	(245.4)	(124.2)	(11) ([1])	(1) ([1])	(10) ([1])	(164)
	245.4	123.5	11 [1]	2 [1]	9 [1]	139
滋賀県計 ³⁾	(2,196.2)	(1,575.6)	(139) ([2])	(117) ([1])	(22) ([1])	(3,444)
	2,358.3	1,615.1	143 [2]	117 [1]	26 [1]	3,280

注1) 湖南市、高島市の協定数欄の[]は個別協定数で内数

注2) 個別協定は人数に含めず

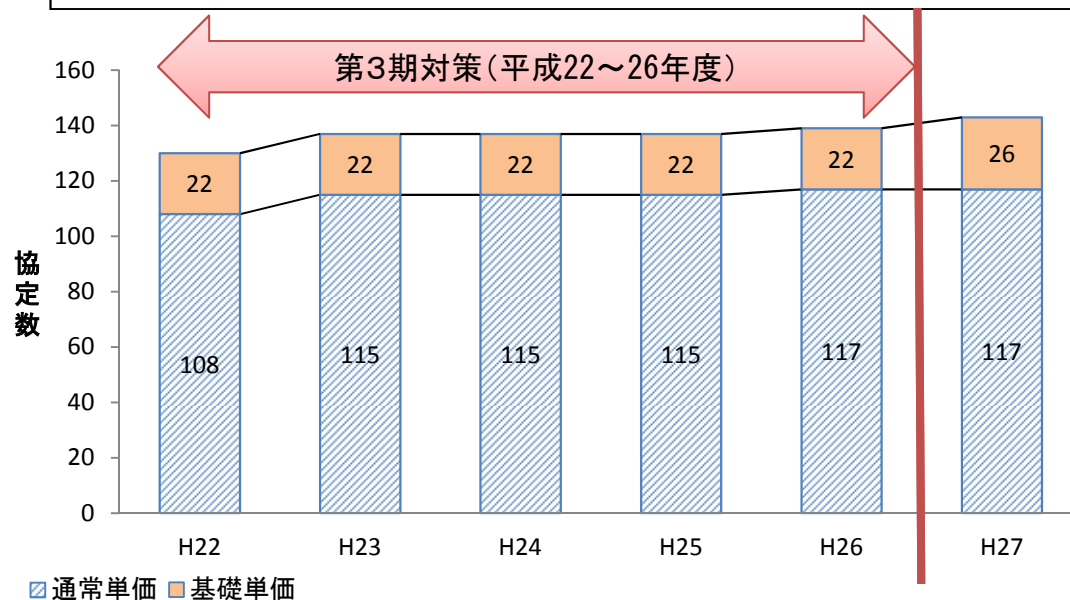
注3) 各項目の上段の()は平成26年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

滋賀県内 市町別の内訳



2. 協定数の推移

- 平成27年度は143協定と前年度より4協定増加した（H26は139）。
- 集落協定は141（H26は137）、個別協定は2（H26は2）でした。
- 通常単価で取り組んだ協定は117協定（H26は117協定）、基礎単価で取り組んだ協定は26協定（H26は22協定）でした。



【基礎単価(8割)】

農業生産活動等を継続するための活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、通常単価の8割の額。

【通常単価(10割)】

農業生産活動等を継続するための活動に加え、体制整備のための前向きな活動(機械・農作業の共同化や多様な担い手の確保など)に取り組んだ場合に交付される単価。

	協定数			備考
		通常単価 (10割)	基礎単価 (8割)	
新規	8	8	0	栗東市5、長浜市3
廃止	△ 4	△ 4	0	大津市1、甲賀市2、米原市1
変更 (通常→基礎)	0	△ 8	8	大津市1、甲賀市5、愛荘町1、米原市1
変更 (基礎→通常)	0	4	△ 4	大津市2、長浜市1、高島市1
計	4	0	4	

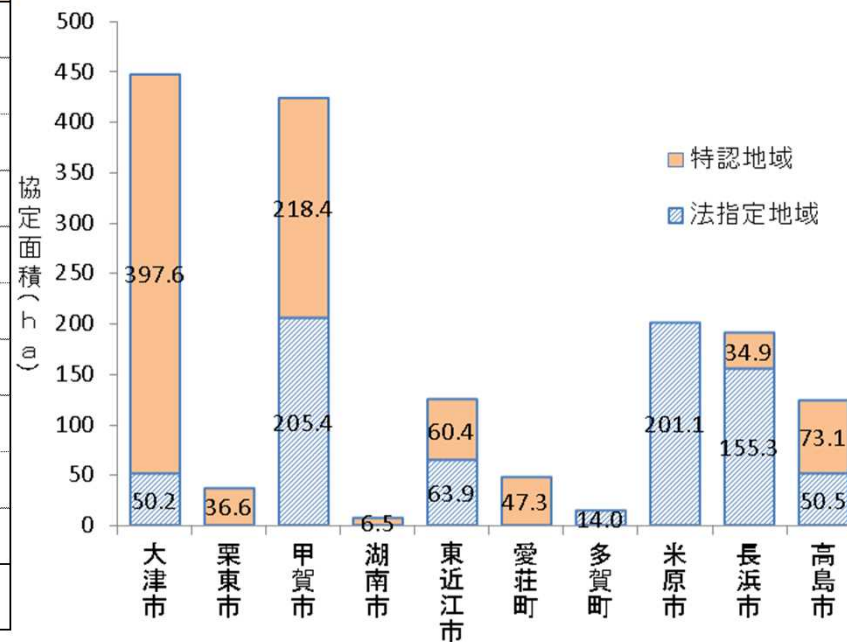
3. 協定農用地面積、地域区分、地目

協定農用地の総面積1,615.1haのうち、

- 法指定地域の総面積は740.2ha(H26は718.8ha)、特認地域の総面積は874.9ha(H26は856.8ha)でした。
- 地目別では、田が1,567ha(97%)、畑が48.1ha(3%)でした。

各市町の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、法指定地域 ⁴⁾			うち、特認地域 ⁵⁾		
		田	畑		田	畑		田	畑
大津市	(469.0) 447.8	(469.0) 447.8		(49.9) 50.2	(49.9) 50.2		(419.1) 397.6	(419.1) 397.6	
栗東市	- 36.6	- 36.6	-	-	-	-	-	-	-
甲賀市	(421.2) 423.8	(370.5) 375.7	(50.7) 48.1	(208.5) 205.4	(157.8) 157.2	(50.7) 48.1	(212.7) 218.4	(212.7) 218.4	
湖南市	(6.5) 6.5	(6.5) 6.5					(6.5) 6.5	(6.5) 6.5	
東近江市	(125.1) 124.2	(125.1) 124.2		(64.5) 63.9	(64.5) 63.9		(60.6) 60.4	(60.6) 60.4	
愛荘町	(47.5) 47.3	(47.5) 47.3					(47.5) 47.3	(47.5) 47.3	
多賀町	(14.0) 14.0	(14.0) 14.0		(14.0) 14.0	(14.0) 14.0				
米原市	(209.3) 201.1	(209.3) 201.1		(209.3) 201.1	(209.3) 201.1				
長浜市	(158.8) 190.2	(158.7) 190.2	(0.1)	(123.7) 155.3	(123.6) 155.3	(0.1)	(35.1) 34.9	(35.1) 34.9	
高島市	(124.2) 123.5	(124.2) 123.5		(48.9) 50.5	(48.9) 50.5		(75.3) 73.1	(75.3) 73.1	
滋賀県計 ⁶⁾	(1,575.6) 1,615.1	(1,524.8) 1,567.0	(50.8) 48.1	(718.8) 740.2	(668.0) 692.1	(50.8) 48.1	(856.8) 874.9	(856.8) 874.9	



注4) 法指定地域とは「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」のいずれかに指定された地域

注5) 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

注6) 各項目上段の()は平成26年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入による。

4. 交付金額・使用状況

- 交付金額は251,441千円と、協定数・協定面積の増加により平成26年度に比べ6,133千円の増額となった。
- 交付金の使用では約65%が共同取組活動に充てられ、約35%が個人配分でした。前年度と比較し、個人への配分割合が高くなった。

交付状況・使用状況

	交付額（千円）	割合（％）			
		共同活動	個人配分	共同	個人
大津市	(92,224)	(52,510)	(39,714)	(56.9%)	(43.1%)
	90,364	51,872	38,492	57.4%	42.6%
栗東市	7,871	1,226	6,644	15.6%	84.4%
甲賀市	(50,536)	(42,350)	(8,186)	(83.8%)	(16.2%)
	49,557	37,107	12,449	74.9%	25.1%
湖南市	(1,366)		(1,366)		(100%)
	1,366		1,366		100%
東近江市	(25,941)	(22,747)	(3,194)	(87.7%)	(12.3%)
	25,775	21,561	4,214	83.7%	16.3%
愛荘町	(3,423)	(3,423)		(100%)	
	3,359	3,359		100%	
多賀町	(1,120)	(412)	(708)	(36.8%)	(63.2%)
	1,120	510	610	45.6%	54.4%
米原市	(32,128)	(18,260)	(13,868)	(56.8%)	(43.2%)
	30,676	17,616	13,060	57.4%	42.6%
長浜市	(20,984)	(18,147)	(2,837)	(86.5%)	(13.5%)
	23,830	19,387	4,443	81.4%	18.6%
高島市	(17,586)	(11,090)	(6,496)	(63.1%)	(36.9%)
	17,524	11,380	6,144	64.9%	35.1%
滋賀県計 ⁷⁾	(245,308)	(168,939)	(76,369)	(68.9%)	(31.1%)
	251,441	164,018	87,423	65.2%	34.8%

【参考】

交付金の概ね1/2以上を個人配分に充てることを原則としているが、交付金の配分、使用は協定参加者の話し合いにより決定される。

注7) 各項目の上段の()は平成26年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項目の四捨五入によるもの。

5. 共同取組活動費の使途内訳

共同取組活動費の使途内訳(滋賀県計)

金額:千円

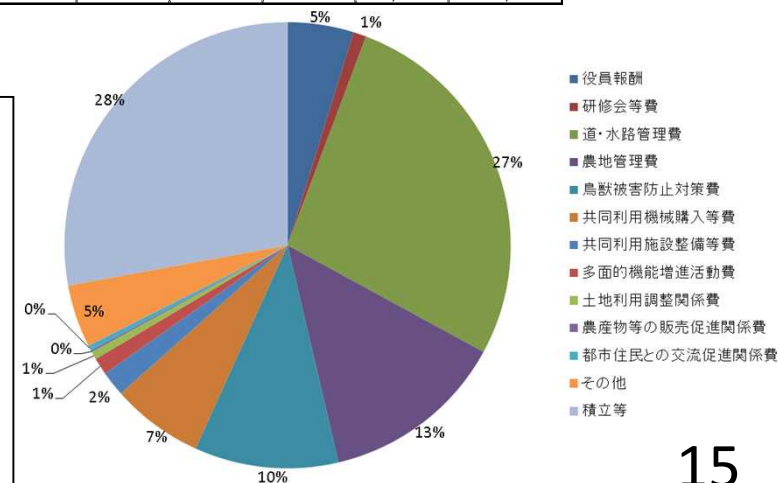
市町名	共同取組活動費	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費 ⁸⁾	都市住民との交流促進関係費 ⁸⁾	その他	積立等
大津市 ⁹⁾	(52,510) 51,872	(3,298) 3,573	(3,017) 888	(36,942) 18,088	(5,847) 8,459	(2,182) 6,534	(3,000) 2,415	(0) 547	(8,216) 1,246	(0) 0	(0) 0	126	417	(5,043) 2,607	(51,749) 6,972
栗東市	1,226	220	27	169	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	710
甲賀市	(42,350) 37,107	(1,360) 1,220	(975) 595	(8,697) 14,478	(2,936) 9,338	(6,605) 896	(2,536) 200	(1,050) 0	(0) 160	(0) 900	(119) 0	0	0	(3,011) 3,713	(15,061) 5,606
東近江市 ⁹⁾	(22,747) 23,649	(250) 220	(8) 0	(5,847) 6,098	(2,550) 1,037	(2,032) 284	(3,914) 3,932	0 0	0 0	0 0	(100) 0	0	0	(0) 663	(8,046) 11,415
愛荘町	(3,423) 3,359	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(2,435) 2,465	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0	0	(0) 0	(988) 894
多賀町	(412) 510	(140) 140	(0) 0	(0) 193	(0) 0	(272) 178	0 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0	0	(0) 0	(0) 0
米原市 ⁹⁾	(18,260) 17,616	(865) 1,280	(56) 0	(1,015) 3,919	(2,582) 1,543	(3,343) 1,572	(7,622) 2,100	(1,145) 800	(19) 0	(0) 50	(0) 0	0	100	(124) 161	(23,706) 6,091
長浜市 ¹⁰⁾	(18,147) 19,387	(922) 699	(0) 2	(5,368) 421	(1,603) 561	(3,347) 4,595	(50) 650	(700) 1,229	(0) 217	(0) 0	(0) 0	0	0	(273) 385	(5,885) 10,629
高島市	(11,091) 11,380	(587) 592	(47) 50	(788) 1,840	(1,796) 1,305	(1,073) 798	(0) 1,795	(0) 432	(414) 428	(0) 0	(0) 0	0	100	(0) 14	(6,386) 4,027
滋賀県計 ¹⁰⁾	(168,940) 166,106	(7,422) 7,944	(4,103) 1,562	(58,658) 45,205	(17,314) 22,244	(21,289) 17,322	(17,122) 11,091	(2,895) 3,007	(8,648) 2,051	(0) 950	(219) 0	226	617	(8,451) 7,543	(111,821) 46,344

注8) 平成27年度より追加された項目。

注9) 前年度からの積立額等含む。

注10) 各項目の上段の()は平成26年度の数値。合計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

- 共同活動費の約1/2が、積立等(約28%)、道・水路管理費(約27%)に充てられた。
- 積立等の内訳では「道・水路、農地整備」「機械」が約72%を占めました。
- 交付金のすべてを共同活動に充てた協定は55でした(H26は59)。



6. 体制整備に向けた取り組み状況

- 集落協定141のうち、116協定(82%)が体制整備のための前向きな活動に取り組んだ。116協定のうち、114協定がC要件の取組であった。

市町名 ¹¹⁾	集落協定数	通常単価取組集落数			
		A要件	B要件	C要件	
大津市	(24) 23	(17) 17	(3) 0	0 1	(16) 16
栗東市	5	5	0	1	4
甲賀市	(54) 52	(54) 47	0 0	0 0	(54) 47
東近江市	(12) 12	(11) 11	0 0	0 0	(11) 11
愛荘町	(3) 3	(1) 0	0 0	(1) 0	0 0
多賀町	(2) 2	(2) 2	0 0	0 0	(2) 2
米原市	(14) 13	(14) 12	(1) 0	0 0	(14) 12
長浜市	(18) 21	(16) 20	0 0	0 0	(16) 20
高島市	(10) 10	(1) 2	0 0	0 0	(1) 2
滋賀県計	(137) 141	(116) 116	(4) 0	(1) 2	(114) 114

◆A要件(農業生産性の向上):
機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等

◆B要件(女性若者等の参画を得た取組):
新規就農者の確保や農産物等の加工販売等

◆C要件(集団的かつ持続可能な体制整備):
協定参加者が活動等に継続が困難となった場合に備え、農地を引受けて管理する者を協定で定める

※体制整備のための前向きな活動は上記3要件から1つを選択

注11) 湖南市は個別協定のため非掲載。各項目の上段()は平成26年度の数値。

7. 個別協定の取り組み状況

湖南省と高島市の2地域で個別協定を取り組まれた

市町名	湖南省	高島市
地域の区分	特認	法指定
交付単価	通常（10割）	基礎（8割）
協定締結者	農業生産法人	認定農業者
自作地の有無	無（利用権の設定農地のみ）	有（自作地 ¹²⁾ + 利用権設定農地）
取り組み	農業生産活動を5年間以上継続	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動を5年間以上継続 耕作放棄の防止活動（賃借権設定・農作業の委託、農地の法面管理、柵ネット等の設置） 水路、農道等の管理 周辺林地の下草刈り

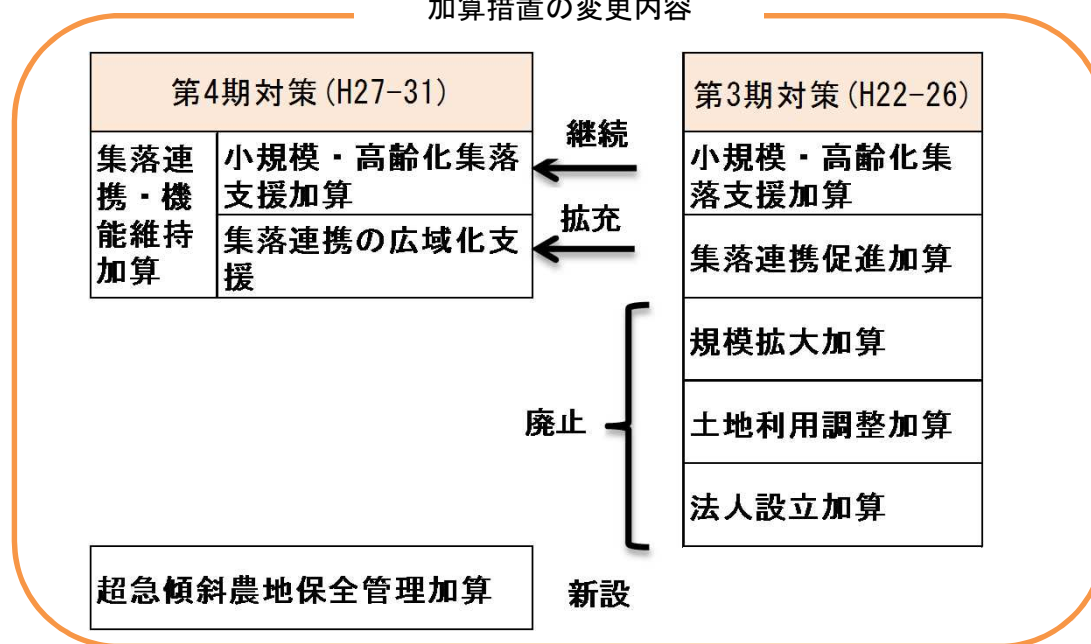
注12) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

※個別協定は、認定農業者等が所有権移転、賃借権の設定、農作業受委託等により農地を引き受けて農業生産活動を行うため、農地の出し手と農作業を受託または農地を賃借する者との間において協定を締結する。

8. 加算措置の取り組み状況

- 第3期対策から第4期対策への移行に伴い、加算措置の内容が変更となった。
- 平成27年度は、8協定が超急傾斜農地保全管理加算に取り組まれた。
- 取組面積439,961㎡は、超急傾斜農地面積の33%にあたる。

加算措置の変更内容



加算措置の取り組み

加算措置の内容	協定数	面積(㎡)	該当市町名
集落連携・機能維持加算	-	-	
集落協定の広域化支援 ¹³⁾	0	-	
小規模・高齢化集落支援 ¹⁴⁾	0	-	
超急傾斜農地保全管理支援 ¹⁵⁾	8	439,961	大津市2、栗東市1、甲賀市1、米原市3、高島市1

注13) 複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算(3,000円/10a)

注14) 取り組み集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算(田:4,500円/10a、畑:1,800円/10a)

注15) 超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算(6,000円/10a)

9. 抽出検査の結果について

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第11の4に基づき、対象協定の中から抽出し、10市町14協定の検査を実施した。

抽出検査における主な問題点と対応方針等

項目	問題点	指導内容
現地確認	確認野帳の立会人署名が複数でない	複数の協定参加者に現地立会を依頼するとともに、確認野帳に立会人署名を行う
対象農用地の選定について	勾配傾斜図面や測定資料などはあるが、十分に整理できていない	国の測定基準に基づき、勾配算定根拠の再整備を行う
農業所得の確認について	農業従事者1人あたりの農業所得が確認できていない	聞き取り調査等を実施し、結果をまとめる

10. 成果について

- 協定数、協定面積が増加した。協定数と協定面積の両方が増えたのは滋賀県のみ（資料2）。
- 耕作放棄地の発生防止や農業生産活動における生産性の向上、集落の活性化など、多面的機能が適切に維持された。
（資料3：多賀町来栖の事例）

11. 中山間地域等直接支払制度の推進に向けた課題

- 第4期対策への移行にあたり、活動の継続に不安を感じ、取組を断念したり、躊躇することがあった。
 - 協定参加者の高齢化や担い手(後継者含む)不足
 - 5年間活動を継続することへの不安
 - 交付金の遡及返還規定(耕作できなかった場合、協定農用地すべての交付金を協定締結年度に遡って返還)が厳しく、他の者へ迷惑がかかる
- 特に、小規模な集落(協定面積、参加者、交付金額が少ない)では、取り組みを断念する傾向にある

協定の継続を断念された事例①

主な理由は「高齢化の進展・担い手不足で5年間続ける自信がない」

項目	A集落	B集落
協定面積	3.1ha(田:3.1ha) すべて急傾斜	3.8ha(田:3.8ha) すべて緩傾斜
地域の概要	特認	法指定
実施期間	平成22年度～26年度	平成22年度～26年度
協定参加者	9人	10人
交付金額 (うち共同活動費)	654千円 (うち、301千円)	306千円 (うち、306千円)
共同活動費の 主な用途	道・水路管理費、研修会費	鳥獣被害防止対策費、道・水路管理費
協定廃止の 経緯・理由	<ul style="list-style-type: none"> • 交付金額が多くないため、取り組みを断念しても影響が少ない(第3期対策の途中から断念したい意向を示されていた) • 集落の総意で意思決定された • 現在も営農は継続されている 	<ul style="list-style-type: none"> • 取組当初から特定の者が事務作業等を行っていた。負担が大きく、本人から断念したいと申し出があり、集落で同意された • 現在も営農は継続されている

※集落協定の平均面積 11.3ha、最大 54.5ha、最小 1.3ha (平成27年度)

協定の継続を断念された事例②

主な理由は「高齢化の進展・担い手不足で5年間続ける自信がない」

項目	C集落	D集落
協定面積	1.7ha(田:1.7ha) すべて緩傾斜	2.2ha(田:2.2ha) すべて急傾斜
地域の概要	法指定	法指定
実施期間	平成23年度～27年度	平成22年度～26年度
協定参加者	8人	5人
交付金額 (うち共同活動費)	140千円 (うち、140千円)	469千円 (うち、235千円)
共同活動費の 主な用途	道・水路管理費、農地管理費	積立金(道・水路、農地整備)
協定廃止の 経緯・理由	<ul style="list-style-type: none"> 協定参加者が全員70才以上と高齢で、共同取組活動が困難となった 他集落の担い手が耕作を遠慮するほど条件の悪い地形である 交付金額も少なく、取組を断念 平成27年度は交付金は交付されなかったが、適切に維持管理された 	<ul style="list-style-type: none"> 集落リーダーに負担がかかり、第4期対策は断念したいと本人から申出があった 現在も営農は継続されている

※集落協定の平均面積 11.3ha、最大 54.5ha、最小 1.3ha (平成27年度)

12. 平成28年度の主な改正点

①協定農地が15ha以上（現況でも新規統合でもOK）、または、②集落連携・機能維持加算に取り組んでいる集落協定において、**集落戦略**を作成することで農地が耕作放棄された時などの交付金の返還が「**すべての協定農用地**」から「**耕作放棄された農地のみ**」に緩和された。

【平成27年度まで】

協定農地のすべてに対して交付した交付金を遡及返還



協定参加者の心の不安が大幅に減少!!

【平成28年度から】 ※**当該農地のみ遡及返還**

当該農地に対して交付した交付金を遡及返還

しかし、滋賀県の場合、15ha未満の集落協定が全体の77%(141協定中108協定)と多いため、今後、集落同士が協力し広域化を図ることにより、継続した活動が可能となる。 24

集落戦略とは？

- 農地や集落を将来にわたって守っていくためには、協定に参加している方々が地域の将来像を話合うことが重要。
- そうした話合いの中で、農地や集落の将来のことを取りまとめたものが集落協定。
- 集落戦略で定める事項は以下の2つ。
 - ①協定農地の将来への引継ぎ
 - ②集落の将来像
- 既に認定された協定の場合、平成29年度末までに作成する必要がある。

集落戦略の記載例

【記載例】

①それぞれの農地の将来像について
該当する箇所に“○”印をつけて下さい。

②課題があれば
記入して下さい。

1. 協定農用地の将来像

地番	地目	農用地面積 (㎡)	現況	管理者	農用地の将来像 (概ね10~15年後)						農用地を将来 (概ね10年~15年後) に向けて維持するための課題
					管理者が引き続き耕作	担い手等に委託予定	担い手等に委託を希望	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他	
121	田	800	耕作	農林 太郎			○				引き受け手の確保
122	田	900	耕作	農林 次郎	○						なし
...

○人・農地プランで、既に将来の農地の利用等が決まっている農地は、その内容を踏まえて“○”印を付けて下さい。

③集落全体での課題(農業のこと以外も可)と対策を記載して下さい。

2. 集落の将来像

(1) 協定農用地を含む集落全体の課題と対策

区分	課題	対策	対応者	対策の実施時期	実施に用いる手段
農地	草刈り	防草シート設置	集落協定組織	H30~H31	中山間直払交付金を活用
農道	損傷	補修	集落協定組織	H35	県の事業を活用
...

(2) 集落の将来像

- 例
- 集落出身者がUターンして担い手になってもらえるように働きかける。
 - 地域おこし協力隊にきてもらえるよう町に相談する。

④協定農用地を含む集落全体の課題と対策等について具体的に記載して下さい。

- 集落マスタープランの内容を使う場合は、“集落マスタープランと同じ”と記入して下さい。
- 地域のその他の計画(市町村の計画などに定めた地域の将来像)の内容を使う場合は、“○○計画で作成した内容と同じ”と記入し、その資料を添付して下さい。

13. 今後の対応方針(案)

- 中山間地域における農用地の維持・管理には、中山間地域等直接支払制度が有効であるため、今後も取組面積の拡大を図る(しがの農林水産業基本計画 H32 1,895ha)。
- 取り組みに際し、「交付金の遡及返還規定」に対する不安が大きいため、協定農用地が15ha以上の協定では、確実に集落戦略が作成されるよう誘導する。
- 15haに満たない協定については、集落協定の統合により15ha以上を確保し、集落戦略の作成を促す。
- いずれも、集落内外で十分な話し合いを行うことが重要であるため、地域農業戦略指針等を活用しながら話し合いを進め、協定参加者自らが農用地や集落の将来像を描けるよう誘導する。
- 市町担当者や協定参加者との意見交換、中山間地域現状調査(H28-29)等を通じ、制度に組みこむにあたっての問題点・課題を整理し、さらなる面積拡大(新規取り組みや面積拡大、加算措置の取り組み等)と併せて各取組のステップアップに向けた研修会などを市町と連携して行う。